

議案第 102 号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 12 月 13 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号、号の細目及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、号、号の細目及び別表の細目（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、号、号の細目及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、号、号の細目及び別表の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号、号の細目及び別表の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号、号の細目及び別表の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	（定義） 第 2 条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 三朝町内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 条）第 55 条第 1 項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。） (2) 国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされる者 (3) 三朝町に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同法第 48 条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者 2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。 (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） (2) 国民健康保険法 (3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号） (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号） (7) 高齢者の医療の確保に関する法律 3 略 (助成) 第3条 町は医療費受給者の療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下この項において「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要	(1) 三朝町内に住所を有するもの。ただし、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。 (2) 国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされる者 2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。 (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） (2) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） (3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号） (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号） (7) 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号） 3 略 (助成) 第3条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る費用及び所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」と
--	--

綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあっては、当該給付の額に相当する額を除く。以下「医療費」という。）について助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。

(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する者(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額

ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。)である者(次号において「市町村民税世帯非課税者」という。)

イ 境界層該当者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書(社会保険各法の規定による場合にあっては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書)を福祉事務所長より交付された者をいう。)

(2) 別表第1号から第3号までに掲げる

いう。)に入院している場合にあっては、入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。以下「医療費」という。)について助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。

(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者にあっては、医療費の全部の額

者のうち、次のいずれかに該当する者にあっては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額

ア 市町村民税世帯非課税者以外の者（境界層該当者及び自立支援医療未申請者を除く。）

イ 自立支援医療未申請者

(3) 別表第 4 号から第 6 号までに掲げる者にあっては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額

3 前項第 2 号の一部負担金の額は、健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる給付を受けた場合にあっては同条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）ごとに、同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費の給付を受けた場合にあっては同項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、それぞれ 1 月につき健康保険法第 76 条第 2 項及び第 3 項又は同法第 88 条第 4 項及び第 5 項の規定により算定された額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げた額）とし、当該額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上限額の欄に定める額を超える場合にあっては、当該月額負担上限額とする。この場合において、医療を受けた者が障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 35 条第 1 項第 1 号に規定する高額治療継続者に該当するときは、当該者の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものの一部負担金の額は、0 円とする。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税が課されていない者	5,000 円	1,000 円
イ ア以外の者	10,000 円	2,000 円

4 第 2 項第 3 号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に

(2) 別表第 4 号から第 6 号までに掲げる者にあっては、医療費から一部負担金の額に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）を控除した

3 前項第 2 号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 老人保健法第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる給付（同項第 5 号に

掲げる給付に伴うものを除く。) 保険医療機関ごとに1日につき530円

(2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関ごとに1日につき1,200円

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める給付に係る第2項第3号の一部負担金の額は、0円とする。

(1) 同一の月に同一の保険医療機関において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき 5回目以降の同号に掲げる給付

(2) 所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者(第7項の規定の適用を受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関において前項第2号に掲げる給付を16日以上受けたとき 16日目以降の同号に掲げる給付

6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1月につき1万円(同令第42条第6項第2号に該当する者にあつては、2万円)を上限とする。

掲げる給付に伴うものを除く。) 同法第25条第3項に規定する保険医療機関等(薬局を除く。以下「保険医療機関等」という。)ごとに1日につき530円

(2) 老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

4 医療を受ける者(老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関等において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けるときは、同号の規定にかかわらず、5回目以降の同号の給付に係る同号の一部負担金の額は、0円とする。

5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。

6 医療を受ける者(次項の規定の適用を受ける者を除く。)の属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等において受けた第3項第2号に掲げる給付に係る同号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、35,400円を上限とする。

(1) 当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下こ

	<u>の号において同じ。)</u>が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者(市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) <u>(2) 当該医療を受ける日の属する月において、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者であつて規則で定めるもの</u>
7 別表第4号及び第5号に掲げる者のうち、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が<u>当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者に該当する場合には、第4項第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、保険医療機関ごとに1日につき500円とする。</u> 8 第4項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が<u>保険医療機関から受けた給付にあつては、健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額とする。)</u>を上限とする。 9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う<u>保険医療機関は、第3項(健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの給付に係る部分に限る。)、第4項第1号、第5項第1号及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。</u> (助成の方法) 第4条 医療費の助成は、療養又は医療を受	7 医療を受ける者が、国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が前項各号のいずれかに該当する場合には、<u>第3項第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、保険医療機関等ごとに1日につき500円とする。</u> 8 第3項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が<u>保険医療機関等から受けた給付について老人保健法第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額を上限とする。</u> 9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う<u>保険医療機関等は、第3項第1号、第4項、第5項(第3項第1号の給付に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の<u>保険医療機関等とみなす。</u> 第4条 医療費の助成は、療養又は医療を受

けた<u>保険医療機関若しくは訪問看護ステーション</u>（別表第1号から第3号に掲げる者が療養を受けた場合に限る。）又は<u>健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局</u>（以下「医療機関等」という。）に支払うことにより行う。 2 前項の<u>支払を受けようとする医療機関等は、社会保険各法による療養又は医療の給付に関する費用の請求の例により請求するものとする。</u> 3 略 （<u>一部負担金の支払方法</u>） 第5条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等（<u>第3条第2項第1号に規定する者を除く。</u>）は、療養又は医療を受ける際、それぞれ第3条に規定する<u>一部負担金に相当する額を、医療機関等（前条第1項に規定する保険薬局を除く。）に支払わなければならない。</u> （<u>受給資格証の提示</u>） 第7条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。 （<u>医療費の助成の申請</u>） 第8条 第4条第3項の規定により医療費の助成を受けようとする者は、特別医療費申請書に支払った医療費の領収証その他規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。 別表（第2条、第3条関係） (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、次に掲げるものの <u>ア 前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年の所得）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額）が、その者の所得税法（昭和40年法</u>	けた<u>病院等、老人訪問介護ステーション若しくは訪問看護ステーション</u>（別表第1号及び第2号に掲げる者が療養を受けた場合に限る。）又は<u>薬局</u>（以下「医療機関等」という。）に支払うことにより行う。 2 前項の<u>支払いを受けようとする医療機関等は、町長があらかじめ交付した特別医療費請求書に必要な事項を記載し、町長に提出しなければならない。</u> 3 略 （<u>一部負担金相当額の支払方法</u>） 第5条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける被保険者等（別表第1号及び第2号に掲げる者並びに同表第3号に掲げる者のうち病院等に通院しているものに係る医療費の助成を受ける被保険者等を除く。）は、<u>第3条第2項に規定する一部負担金相当額を医療機関等に支払うものとする。</u> （<u>受給資格証の提示等</u>） 第7条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。 （<u>医療費の助成の申請</u>） 第8条 第4条第3項の規定により医療費の助成を受ける者は、特別医療費申請書に支払った医療費の領収証その他規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。 別表（第2条、第3条関係） (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者
--	--

律第 33 号) に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たない者

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	1,595,000 円
扶養親族等の数が 1 人のとき	1,975,000 円
扶養親族等の数が 2 人のとき	2,355,000 円
扶養親族等の数が 3 人以上のとき	2,355,000 円に扶養親族等のうち 2 人を除いた扶養親族等 1 人につき 380,000 円を加算した額

イ アに掲げるもののうち、65 歳以上 75 歳未満の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の認定を受けるための手続きを行った者（当該手続きを行った後にこれを撤回した者を除く。）

- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者であつて、前号ア又はイに該当するものの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が 1 級である者として記載されている者であつて、第 1 号ア又はイに該当するものの
- (4) 及び (5) 略
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者

（備考） 別表第 1 号から第 6 号までの規定に重複して該当する者にあつては、これらの規定のうち当該者が選択する 1 号の規定を適用するものとする。

- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が 1 級である者として記載されている者
- (4) 及び (5) 略
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者（5 歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三朝町特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において医療に係る医療費の助成を受けている者であって、施行日以後も引き続き当該医療に係る医療費の助成を受けることができるもの（新条例別表第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者に限る。）及び施行日から平成 20 年 6 月 30 日までの間に新たに医療に係る医療費の助成を受けようとする者（新条例別表第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者に限る。）に係る新条例による助成については、施行日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に限り、新条例第 3 条第 2 項第 1 号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成 19 年度」と、別表第 1 号ア中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年の所得）」とあるのは「平成 18 年の所得」とする。

(準備行為)

- 4 新条例の医療受給者に係る第 6 条の申請、特別医療費受給資格証の交付その他の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。